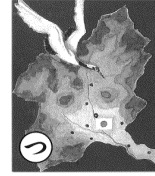




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年8月20日(金) 号外(第3号)

目次

	ページ
規則	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則(総務課)	2
○同	2

■規則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年八月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四百十号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「自宅・宿泊療養第一係、自宅・宿泊療養第二係」を「自宅療養係、宿泊療養第一係、宿泊療養第二係」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第四百一十一号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表感染症・がん疾病対策課の部感染症危機管理室の項中「宿泊療養第二係」の下に「、宿泊療養第三係」を加える。

附 則

この規則は、令和三年八月二十四日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
